

垂直積雪量

最終更新日 令和2年3月23日

令第86条第3項

高知市建築基準法施行細則第14条の5

垂直積雪量の取扱い

高知市建築基準法施行細則第14条の5

政令第86条第3項の規定による市長が定める垂直積雪量は、別表第3の左欄に掲げる区域について同表の右欄に掲げる式によって計算した数値とする。

ただし、地形の状況その他特別の理由により当該式によることが適当でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

別表第3

区域	式
高知市全域	$d = d_0 + (h - h_0) \times 0.0004$

備考 この表において、 d 、 d_0 、 h 、 h_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 垂直積雪量(単位：メートル)

d_0 0.2(土佐山地区における基準垂直積雪量(単位：メートル)をいう。)

0.1(土佐山地区及び春野地区以外の区域における基準垂直積雪量(単位：メートル)をいう。)

0.0(春野地区における基準垂直積雪量(単位：メートル)をいう。)

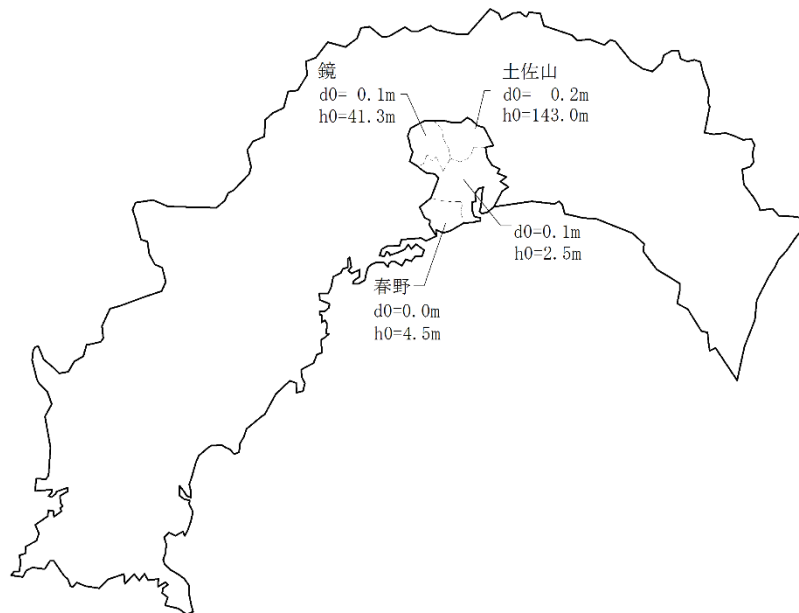
h 当該建設予定地の標高(単位：メートル)

h_0 143.0(土佐山地区の基準標高(単位：メートル)をいう。)

41.3(鏡地区の基準標高(単位：メートル)をいう。)

4.5(春野地区の基準標高(単位：メートル)をいう。)

2.5(土佐山地区、鏡地区及び春野地区以外の区域の基準標高(単位：メートル)をいう。)



参 考